

社団法人 日本近代五種協会

旅 費 規 程

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この規則は、就業規則第11条に基づき、職員、雇員の出張時の旅費などについて定める。

第2章 旅 費 及 び 日 当

(旅 費)

第2条 連合の業務で出張する場合、その旅費、宿泊費の実費を支給する。但し、宿泊費については、原則として1泊 10,000円を限度とする。

2. 新幹線は普通車とし、航空機の使用は、スーパーシートを除く。

(日 当)

第3条 宿泊を伴う出張には、1日につき3,000円の日当を支払う。

(仮払いの精算)

第4条 出張時、事前に受けた仮払金は、出張終了後速やかに精算し、報告書とともに提出しなければならない。

付 則

1. この規程は、日本近代五種バイアスロン連合 就業規則に付属する。
2. この規程の改廃は理事総会で行う。
3. 平成11年7月11日より施行する。
4. 平成23年4月1日、分離により、付則1, を変更する。